

申請前にご一読ください

## 連帯保証人の選定について

連帯保証人について、毎年、保証能力の観点から変更をお願いするケースが一定数あります。

申請する側は新たな保証人を選定して再申請しなければならず、当方についても書類の差し戻し等に時間がかかり、結果、貸付決定が遅れる一因となっております。

年齢や所得の条件は設けておりませんが、あくまでも返還の可能性のある貸付であることをご理解いただいたうえで、以下の点にご留意いただき連帯保証人を選定くださるようお願いいたします。

(1) 年齢について

目安：65歳以下

理由：返還免除までに貸付期間プラス2年の期間があるため

(2) 所得（収入とは違います）について

目安：最低でも借用金額以上あること

理由：借受者と同等の債務を負う責任があるため、安定した労働所得のあることが必要

(3) 借受者と別生計であること

（同一住所の場合はご相談ください。）

(4) 本貸付の趣旨を理解し、連帯保証人となることを了承していること

(注) 上記あくまでも目安です。どうしても条件を満たす方がいない場合には、必ず事前にご相談ください。場合によっては状況等について聞き取りさせていただき、申請受理させていただきますが、そこを含めての審査となることご了承ください。

【お問い合わせ】

福祉人材・研修センター

担当：野沢・中山

TEL 028-643-3300